文化財調査報告書

第2集

前橋市教育委員会

はじめに

前橋の文化財は、国・県指定のすぐれたものも多く、それら文化財の詳細な報告書はまだまとまった形では発行されていない。しかし、本年発行された前橋市史をはじめ、各種の書物にその大部分が記されているので、研究されようとする方には十分間にあう状態にあるが、その他の文化財については発行された文献が少ない。また、市指定の文化財についても、その解説書等が不十分であり、一般の方々の手にすることが困難である。

このようなことから、市指定文化財を中心とし、前橋市文化財調査員の方々に報告していただいたものを第2集として発行することにした。これらのなかには、未指定のものが多く、今後の検討により市指定をしなければならないものも多く含まれている。各々の分野の専門的立場からおよせいただいた報告書であり、今後の保存、啓蒙にも役立つことと思われるので各方面のご活用がいただけるなら幸いである。

なお、最近文化財に対する関心が昂まってきているとはいえ、開発関係による埋蔵文化財保護の問題、生活の近代化に伴う民俗資料の消滅など急務を要することも多いので、この方面へのご理解をいただける一助ともなれば一層のしあわせであり、本書を読まれる方々の文化財保護に対するご協力をお願いし、第2集のはじめのことばとする。

昭和46年3月

前橋市教育委員会
社会教育課長　近藤義雄

目　次

はじめに……社会教育課長　近藤義雄…1
不二古墳について……松島栄治…9
塩原塚古墳について……松島栄治…9
徳蔵寺の石灯籠……大図軍之丞…10
東福寺の鰐口……大図軍之丞…12
日輪寺寛永の絵馬について……大図軍之丞…13
前橋市金石文年表……大図軍之丞…14
群馬県内の輪廻石灯籠……大図軍之丞…15
群馬県内紀年銘鰐口一覧……大図軍之丞…16
鎌倉期の板碑……六弥太　登良麿…16
二之宮赤城神社大絵馬四面……六弥太　登良麿…16
荒口観音寺跡輪廻塔……六弥太　登良麿…16
二之宮赤城神社式三番叟……六弥太　登良麿…17
龍海院酒井家資料目録……山田武麿…19
酒井重忠画像（源英寺）……松田徳松…23
松平藩主画像（孝顕寺）……松田徳松…24
あとがき……27

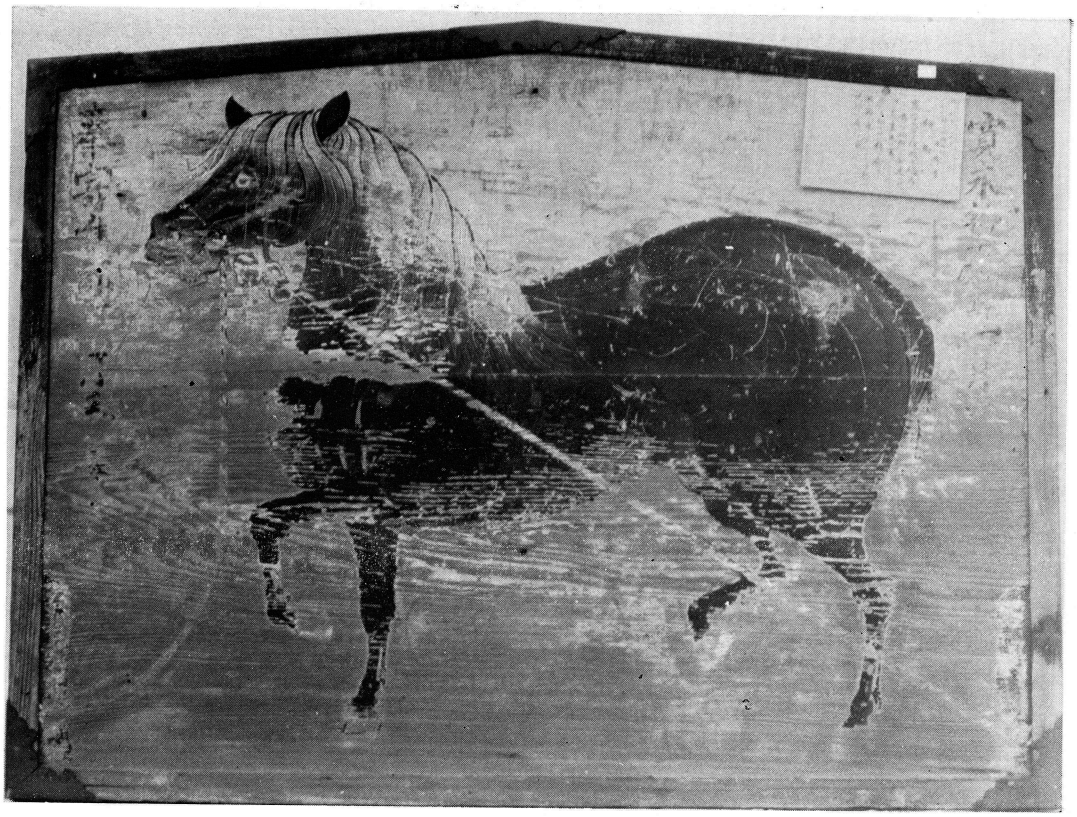

寛 永 の 絵 馬 （日輪寺所蔵）

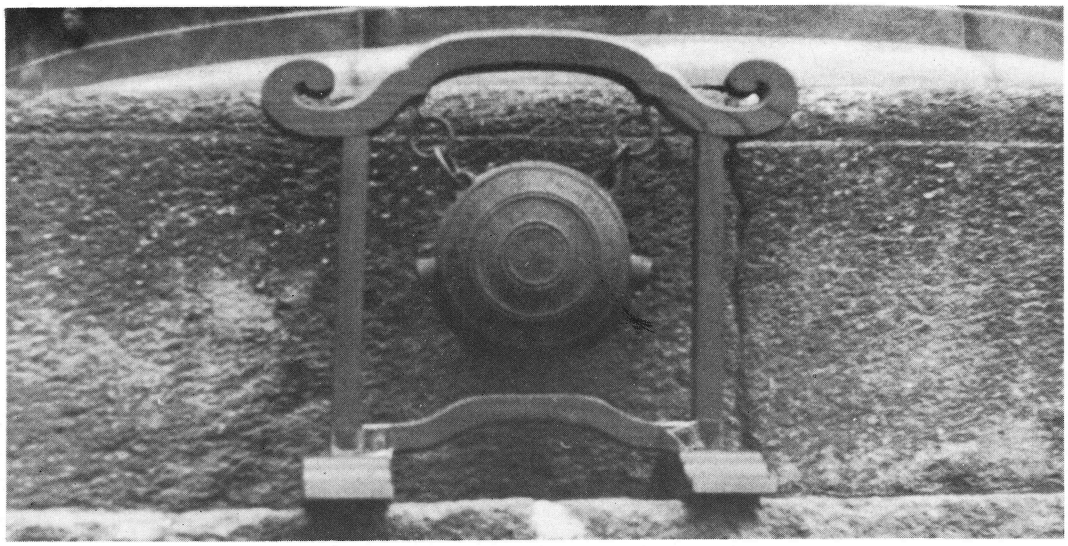

橋林寺　応永32年在銘の鰐口（磬架？にかけている）

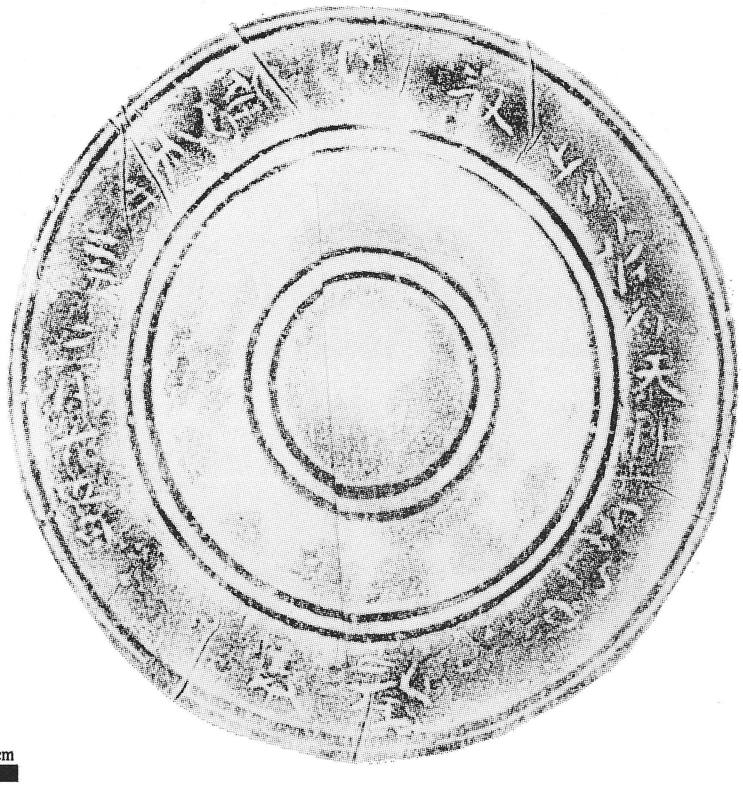

0　5 cm

橋林寺　鰐口（表）拓本

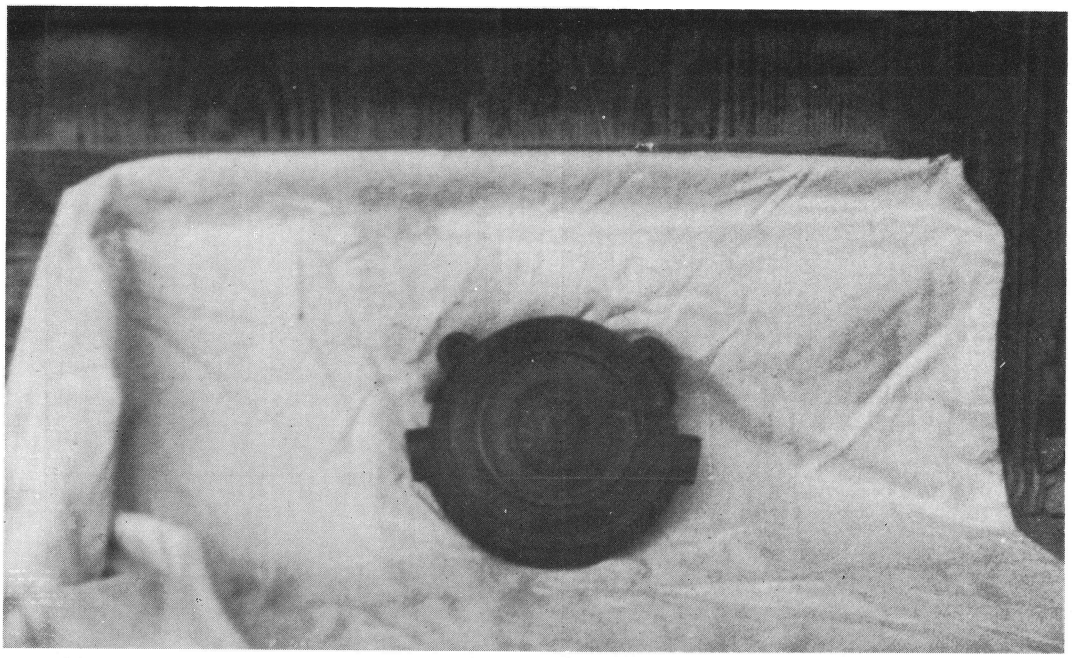

応永13年在銘の鰐口

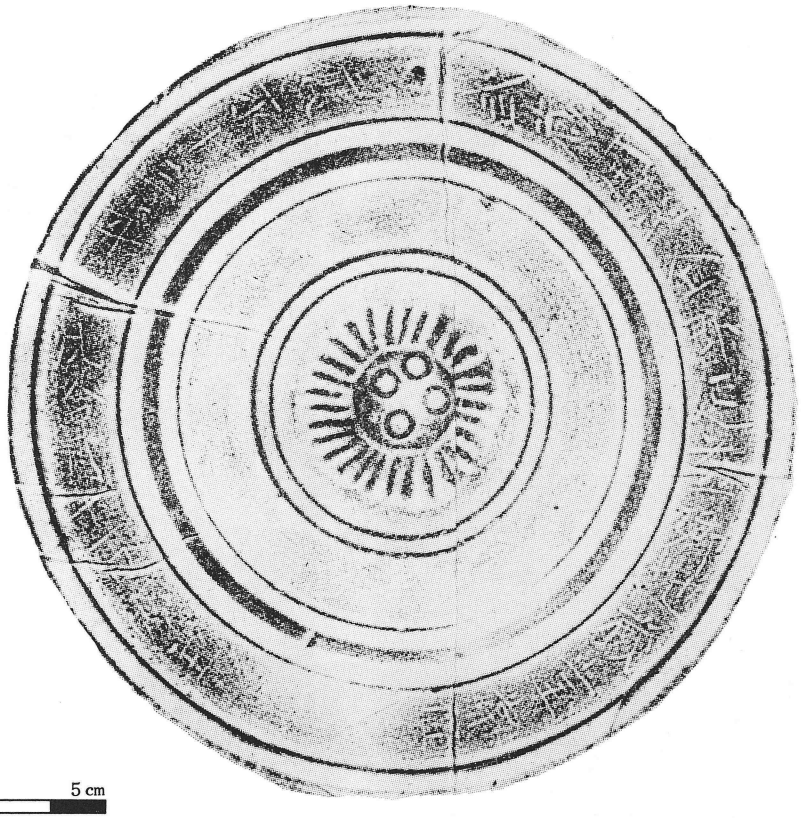

0　5 cm

東福寺鰐口拓本(表)

荒口観音寺跡　輪廻塔

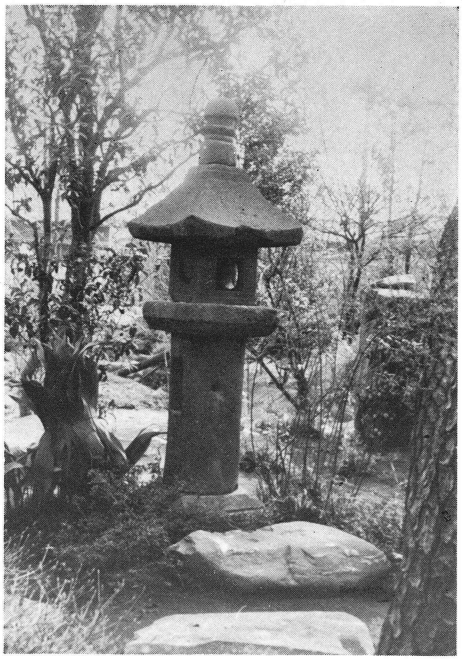

徳蔵寺明応5年在銘灯籠
東面するものを稍々北から望む

昭和39年3月発見小島田町鎌倉期の板碑
竪85cm　横27cm

飯土井町字堀西墓地の輪廻塔

二之宮赤城神社の絵馬

不二山古墳について

松　島　栄　治

1　物件名　　史跡（古墳）不二山古墳（上毛古墳綜覧前橋市第２号）

2　所在地　　前橋市文京町三丁目２番

3　土地所有者

4　現状

本古墳の周囲は、昭和30年頃までは畑地で、その裾部が僅かに削りとられている程度であった。しかし、近年この辺りは著しく開発され宅地化が進行した。よって前方部の北側及び西側の墳丘の一部は削りとられて住宅が建築される等して、辛うじて墳形を保っている。墳丘は雑木と篠等に覆われ、非常に荒れている。後円部には横穴式石室が僅かに開口している。

5　概要及び性格

昭和29年３月、群馬大学史学研究室の調査によれば、本古墳は典型的な二子山形式の前方後円墳で、墳丘の規模は、

全長　　54m50cm
後円部径31m50cm
高さ　　7m
前方部幅35m
高さ　　6m

で前方後円墳としては小型の部類に属する。内部構造は所謂横穴式石室で、その平面形は両袖形と称され、玄室部と羨道部が明らかに区別される。この規模は、

全長　　8m80cm
玄室長さ 4m70cm
奥幅　　3m05cm
前幅　　2m60cm
羨道長さ 4m10cm
奥幅　　1m53cm
前幅　　1m28cm

であり、比較的整ったものである。石室側壁に用いられている石材は角閃石安山岩で、稍々長めの丸石の五面を削り、壁石とする。その積み方は所謂互目積である。遺物のうち石室内部の副葬品は既に盗掘されているため、その総ては明らかではないが、次に記すようなものが認められている。

①直刀１振、②槍２本、③鉄鏃２本他に残欠２本、④鐙の吊り金具とみられる鉄片２片、⑤馬の帯金具である雲珠残片２片、うち１片は頂上部で菊座が認められる。⑥耳輪３個、うち２個は１対をなすもので鉄地金銅製である。⑦銅製渡金の七宝繋の透し彫りのある飾金３片、これには銅製針金の懸垂金具があり、ところどころにガラス玉の付着が認められ、おそらく冠の前立の部分とみられる。⑧同じく銅製渡金の帯状金具２本。⑨同質の露斗状金具、⑩玉類として、切子玉・管玉・水晶・碧玉・ガラス・滑石等がある。

尚、墳丘面において認められる遺物には、埴輪があり、円筒埴輪の他家形埴輪等の形象埴輪の存在も認められている。

以上、不二山古墳の概要について記したが、それらに基いて次のことが指摘できる。

(1)　角閃石安山岩の削り石石室を有する古墳としては看有の前方後円墳である。

(2)　既に盗掘されているにもかかわらず、出土品が豊かで、しかも優秀である。

(3)　その年代は石室の構成及び用材とその扱いからすると、７世紀末と推定される。しかるに副葬品は６世紀的様相を、墳丘は７世紀前半とそれぞれ考察され、学術上貴重な資料である。

6　調査員の意見

上記、古墳の性格からして、学術上あるいは教育的資料価値からしても、本古墳は極めて重要である。しかるに、宅地造成の波は急速にこの地にまで及び、今や変形・破壊の寸前にある。よって、早急に指定するかあるいは買上をし、緑地として整備する等して、この貴重な文化財の活用と保存の道を講ぜられ度い。尚、石室を完全に開口するには、危険につき側壁の一部修理を必要とする。

塩原塚古墳について

松　島　栄　治

1　物件名　　史跡（古墳）　塩原塚古墳（上毛古墳綜覧記載漏）

2　所在地　　前橋市田口町字千手堂580の1

3　所有者

4　現状

古墳は旧利根川河岸段丘の端に造られており、その西方は急に傾斜し、国道17号線等の通る水田地帯となる。東方は平坦な台地となり、塩原氏宅等の人家並びに耕地に続く。以前、古墳は塩原氏宅から続く竹林中にあったが、近年この辺りも開発が進み、竹林は部分的に宅地、道路、あるいは畑地となり、竹林は墳丘部分のみとなった。墳丘の西部は道路に南部は宅地に接するが、それらによって古墳本来の形は損われてはいないと思われる。石室はS70°Wの方向に開口している。

5　概要及び性格

昭和29年4月、群馬大学史学研究室の調査によれば、本古墳は径14m、高さ西南部で3m、北東部で2m60cmの小円墳である。墳丘の周囲には葺石が積まれ、特に羨門両脇においては約30度の傾斜をもって根石から1m30cmの高さまで認められた。

石室は横穴式両袖形で、その大きさは、

全長　6m
玄室長さ 3m15cm
　奥幅 2m10cm
羨道長さ 2m85cm
　幅　1m25cm

で比較的小型のものであった。石室側壁に用いられている石材は角閃石安山岩を互面削りにしたもので、その積方は、多少乱れているところもあるが互目積である。本古墳は今まで盗掘されず、発掘調査によってはじめて開口されたもので、石室内部の副葬品は埋葬時のそのものであった。主な出土遺物は、①直刀2振 ②小刀1振 ③刀子3本 ④鉄鏃15本、うち9本は無柄 ⑤耳輪16個 ⑥轡2個 ⑦鐙吊金具 ⑧その他馬具とみられる辻金具2個及び飾金具2個であった。尚、骨は歯の発見が目立ち、出土状態7グループで取りあげた総計は101個を数えた。従ってここに埋葬された人数は耳輪の数等も考え合せて7人から8人と推定される。

以上、塩原塚古墳についての概要を記したが、それらに基いて次のことを指摘することができる。

(1)　石室の入口とその両脇の葺石が、比較的良く保存されている。

(2)　角閃石安山岩の削石を使った石室をもつ古墳は、利根川の流域に散在するが、本墳はその西北端を限るものである。

(3)　石室の平面構成中玄室の長さと幅の比が1.5であり、その長さは東魏尺で9尺、幅6尺となり、横穴式古墳の研究上本墳はその基準とされる。

(4)　本市域あるいは本県においても、数少ない学術的発掘調査によってはじめて開口された古墳である。従って、埋葬法あるいは副葬品等の研究においても貴重な資料である。

(5)　本墳の構築は7世紀中頃と推定され、略々同時期と考えられる田口町所在の古墳群の性格を解明する手がかりとなり得る。

6　調査員の意見

本古墳は、極めて小規模な古墳であるが、上記性格を有し、学術上あるいは教育上、大古墳に勝るとも劣らない貴重な資料である。加えて、本墳が小古墳であるということは、保存上極めて有利である。又、宅地造成の波はぼつぼつこの辺りまで及んでおり、早晩、開発か保存かでその決定をせまられることは明らかである。よって、適当な時期に指定するかあるいは買上をし、緑地として整備する等して活用と保存の道を講ぜられたい。

徳蔵寺の石灯籠

大図軍之丞

区　分　重要文化財
所在地　前橋市元総社町2379番地
所蔵者　徳蔵寺（住職　坂東叡海）
現　状　安山岩質、輪廻塔形式のもので、総高2.13m。竿は円形であるが基礎、中台、火袋、笠とも正方形で、四角形というべきである。笠の先端や中台などに多少の欠損はあるが形状脱俗して雅致があり、高い気品を示している。円竿の刻銘により明応5年（1496）、室町時代の作であることが知られる。もっとも火袋は明かに石質も異なり、後補のものであり、また約13cmほど土に埋まっているがこれは近年庭園補修の際偶々土が盛られたものである。

本堂の東に連なる庫裡の南庭に立っており、管理状態は良好である。

刻　銘　円竿の正面（東面している）輪廻車穴

の両側と上下にあるが、一部まめつして読みとりかねる。

敬白　逆修石塔一基　道本禅門
□□　石車の穴　妙本禅尼
願主夫妻同心
明応五丙辰　中冬十九日　敬白

各部の詳細は次のとおりである。

(1) 基礎　正方形で、高さ36cm(内13cmは土に埋まる。)49cm角で上部は36cm角に細められている。

正面と裏面の格狭間にそれぞれ左を向いた馬を浮き刻りしている。(なかば土に埋もれている。)正面は走る姿で、はなづらからなびいている尾の先まで23cm。裏面は静止する姿ではなづらから尻まで18cm、また左側の上方傾斜部分に横9cmほどの形を刻している。

(2) 円竿　高さ69cm、周囲109cm、このほか上部6cmほどが中台にはめこまれている。節はない。輪廻車を入れた穴は上より11cm、下より34cmの位置に縦24cm横9cm、竿を貫いている。石車の軸受け穴は約径3.5cm正面より深さ10cmの位置にある。石輪(輪廻車または因果車)は既に失われ残存していないが半径10～11cmと推定される。刻銘については前掲のとおりである。

(3) 中台　正方形で厚さ14cm、47cm角であるが下部は若干細まって刻紋が認められる。中央を径20cmほどにくりぬき、竿の上端が6cmほどはめこまれている。

(4) 火袋　前掲のとおり明らかに石質も異なり後の補作である。高さ26cm。29cm角の正方形で正面に3カ月裏に太陽形の窓、右側に正方形の火口があり、左側には窓がない。

当初は中台と笠の四隅に石柱を立て、火袋をしつらえたものと覚しく、中台の上部と、笠の裏、各四隅に相対応して3cm角ほどの穴が刻してある。

(5) 笠　高さ35cm正方形で四隅にゆるやかな流れ反りをみせ、そりの部分、即ち屋根巾は63cmである。方形造り形になっており、上部は三段になっている。最上部は19cm角。笠の裏には13本ほどの精巧な二重垂が刻まれ、また最上段の四周には直線の刻紋がある。

(6) 宝珠　高さ31cm周囲57～52cmで、中央部に蓮弁らしき刻紋が認められる。

6 由来徴証

刻銘によれば室町時代の明応5年丙辰(1496)11月19日、願主道本禅門妙本禅尼夫妻が心を合せ、生前供養のためこの石塔一基を献じたものであるが、その他の由来徴証は全く不明である。

他から移したとの説もあるが当寺は参考の項に示すとおり由緒ある寺院で、文明3年(1471)の建立と伝えるので、刻銘の明応5年より4年前に当り、寺院では古くからここにあったものといっている。この説が妥当であろう。

(参　考)

(1) 徳蔵寺は文明3年(1471)足利義政公の祈願所として建立されたものと伝え、寺中に7ヶ院、末寺17ヶ寺を持ち、朱印地16石を寄せられていたという。

慶長12年(1607)秋元越中守が総社城を築くに当り総社に移して光厳寺と称した。このとき寺中7ヶ院の内4ヶ院をも移したという。

爾来この地には寺がなくなったが、旧地の者は明治5年その再建を図り、同6年建立に至ったものである。この間266年、この地には寺名のみ残していたことである。もっとも寺内3ヶ院の内放光寺はささやかながら終戦後まで残っていたとのことである。

天台宗延暦寺末、功叡山(くえいざん)蓮華院という。

(2) この灯籠のすぐ南東と北西とに各1基の灯籠がある。すぐ南東のものは高さ1.4m、竿は円形(周囲70cm中程に節がある)であるが基礎、中台、笠はともに美くしい6角形で即ち六角型灯籠である。円竿の刻銘によって享保7年(?)(1722)に御宝前に寄進した2基の内であることが知られる。他の1基は現在本堂の前、向って左手におかれている。(この2基は現在では火袋と宝珠を異にしている)明応の灯籠より小型であるがこれまた気品ありよく整った作である。また北西にあるものはむしろ庭灯籠形で、文久4年(1864)献灯の旨を刻している。

(3) 灯籠は後世茶の湯の発達とともに、草庵、茶室、庭園などにもおかれるようになり、所謂庭灯篝が生まれるに至ったが、本来は灯明供養の施設として寺院の堂前に立てられたものである。

その目的は報恩、菩提、逆修、繁栄、記念などであるといわれる。

いうまでもなく報恩は仏恩に感謝することであ

り、菩提は祖先など死者の冥福を祈ることである。また逆修（ぎゃくしゅう）は生前に予め自分のために仏事を修めて歿後の冥福を祈ることである。

この明応の塔籠は逆修塔であることは銘文に示されている。また銘文に1基と記されているが、古くは1基のならわしで、室町時代の末頃から2基を1対として左右に献ずる風が起ったといわれる。

なお神社に灯籠を献ずるようになったのは平安時代の終り頃からであるという。

(4) 輪廻塔はこの灯籠にみるように、竿の中ほどに細長い穴をうがち、ここへ丸い石車（所謂輪廻車、因果車）をはめこみ、石車の中心の軸棒によって回転するようにしつらえ、この石車を手でまわしながら称名しつつ菩提を弔うものである。

石輪には南無阿弥陀仏などと刻まれることもある。

7　調査員の意見

紀年銘ある室町時代の逆修輪廻灯籠として形もよく整い、火袋が後補であるほかは破損も少くない。市指定重要文化財の公田町廃覚動寺宝塔に比すれば、はるかに後のものであるが輪廻塔は県内にも類例が少ない（別紙参照）ので、市指定文化財に値するものと認められる。

なお所蔵者においては指定に異存はない。

東福寺の鰐口

大図軍之丞

区　分　重要文化財
所在地　前橋市三河町一丁目9番18号
所蔵者　東福寺（代表者　住職　白石賢海）
現　状
品　質　銅製
大きさ　径14.5cm（4寸8分）
厚　さ　6.7cm（2寸2分）
年代等　後に記すとおり、刻銘の内に応永13年（1405）の紀年があり、室町時代の作である。形もよく整い気品あり、破損もない。
管　理　現在寺宝として所蔵され、管理状態良好である。
刻　銘
表裏とも同様に7条の同心円の紐があり、外周に竝ぶ2条と第3条目との間約1.25cmの条圏に表裏とも銘が刻まれている。なお撞座は2条の紐にかこまれその中心に丸を四つ竝べこれを短かい放射線でかこんでいる。

正面の銘
（右　側）
武蔵国比企郡延益郷地蔵堂常住

（左　側）
応永十三年丙戌拾月十一日　願主

裏面の銘
（右　側）
宗　慶
（左　側）
敬　白

（註）表面左側末尾の「願主」を、上毛金石文年表などに「施主」としているが、これは明らかに「願主」である。

由来徴証

銘文によれば、応永13年（1406）武蔵国比企郡延益郷地蔵堂の住僧宗慶が恐らくはその地蔵堂に献じたものであろうが、当寺に帰した年代、事由は全く不明である。

東福寺では、かってこの鰐口を境内の地蔵堂にかけていたが、大正14年の頃、市立図書館長で郷土史研究家の桜井菊次郎氏にその貴重さを指摘され、爾来寺宝として蔵するようになった。

当時この地蔵堂は僅かに方1.21mほどの小さな木造で、山門の中央（本堂の西）に南面する歓喜堂の西にあったが、腐朽のため昭和2年の頃に取り崩された。地蔵堂の建立は参考の項に示す如く寛永13年（1636）とのことであるが、昭和2年の頃まであった建物の建造年次は不詳である。

この鰐口については(1)明治19年赤城山の小沼の湖底から発見され、同24年東福寺に寄附された。(2)東福寺に寄附されるまで赤城山地蔵嶽の頂上にあった。(3)今から600年程前に小沼から発見され、勢多郡粕川村膳の西福寺にあったのを、東福寺で地蔵堂建立

（年次不詳）の際贈られた。などの諸説があるが、白石賢海住職は何れも何等根拠のない説で、地蔵堂の功徳をたたえ、鰐口の貴重さや神秘性を語るため、何時の頃にか、かようのことを唱えたものであろうと述べている。

確かに鰐口は外面、内面とも水中にあったような腐蝕感は認められない。更に粕川村の西福寺は膳ではなく深津であり（約200年前に同じ深津の遠木から移ったと伝えられる）、膳とは全く関係がない。また同寺の福津憲栄住職もかようなことは伝え聞かない、と語っている。

結局鰐口の銘文にみるほかの由来徴証は不詳というほかはない。

（参　考）

(1) 東福寺は、永禄2年（1559）現在市内になっている日輪寺にいた、宥智和尚が42才のとき霊夢により大厄を免れんがため、川端村に1寺を建立し不二尊を供養し、朝雲山歓喜院を号し歓喜天（和合神）を祭って甚だ盛んであった。

その後80年ほどを経て、寛永13年（1636）城主は前橋に密宗の寺院がないので現在の地に移したという。

このとき、まず歓喜堂を移し、次で本堂を建て東福寺を号したという。従って当寺は歓喜院朝雲山東福寺を唱えている。真言宗。

(2) 刻銘にある「武蔵国比企郡延益郷」という地名は現在もまた古記録などにもみられない。しかし各種の資料から類推して現在小川町に属している能増に間違いないといわれる。この地は徳川家康関東入りの天正19年（1591）頃から納増といい、正保の頃（1644頃）に能増（のうます）と改められた。

恐らく室町の頃には延益を用いていたものであろうが、この鰐口のほかには「延益郷」と記したものは見当たらない。延徳元年（1489）扇谷上杉定正と山内上杉顕定とがこの能増附近で、大きな戦かいをしたので、このとき地蔵堂から鰐口が持ち去られたものではあるまいかという。（この頃埼玉県郷土文化会々長稲村坦元氏による。）

(3) 鰐口の大きさは通常径20～50㎝で小さいものは6.7㎝、大きいものは150㎝位のもある。

紀年銘のある最古のものは松本市から出土した、長保3年（1001）（東京国立博物館蔵）で径16.4㎝。

また鰐口は種々の名で呼ばれるが、金（こん）、金口（こんく）、金鼓（ごんく）などと記したものが多く、本件のように銘文の中に鰐口と記した最古のものは陸前大高宮の正応6年（1293）がみられる。

調査員の意見

群馬県内にある紀年在銘の鰐口は僅かに13例ほどで、その内この鰐口は佐波郡境町の延文2年(1357)在銘のものに次ぎ、県内室町時代のものとしては最古であり、かつ形もよく整い気品あるものである。また前掲のとおり武蔵国比企郡において「延益郷」と記した唯一の資料としても貴重なものである。

本市の金石文資料としては別記年表（稿）のとおり金属製のものは極めて少ないので、市指定文化財に値いするものと考えられる。なお所蔵者においては指定に異存はない。

日輪寺寛永の絵馬について

大　図　軍　之　丞

区　　分　重要文化財

所 在 地　前橋市日輪寺町412

所 有 者　日輪寺（住職　相沢貞順）

現　　状　木製　巾123.3㎝ 中央部の高さ93.5㎝ 両側の高さ87.7㎝　相当大型で、その殆んど全面に亘って大きく左向きの逞ましい勇み馬を画いている。

墨絵であるが一部に青と白の絵具をあしらっているのが認められる。

右側に「寛永十七庚辰年四月吉口」左側に「奉寄進御宝前口」と、縦書している。

境内観音堂の正面、しとみ内に硝子入りの額面に収めてかかげている。

由来徴証

今から3百余年前の寛永17年（1640）に寄進されたことが絵馬に記されているほか、由来は不詳であるが、古くからこの観音堂に他の多くの絵馬とともにかけられていたという。その昔この馬が夜毎に抜け出して附近の田畑を荒し、農民を苦しめたので、遂に手綱をもってつなぎとめ、漸くその難を免れたと伝えている。かっては絵馬を金網で蔽っていたが現在では硝子入りの額面に収めている。狩野元信の作と伝えるが、元信はこの絵馬の奉献された寛永17

年に先立つ81年前、永禄2年（1559）に歿しており、その点からも元信の作ではあるまいが画かれている馬がいかにも逞ましく勇んでおり優れた作であるため、かように伝説化されたものであろう。

（参　考）

1. この絵馬をかけている観音堂の本尊十一面観世音は県指定の重要文化財となっている。
2. この観音堂には多くの絵馬や三十六歌仙などがかけられていたが、昭和33年春屋根替の際取りはづし、この絵馬のほかは裏手（北）の本堂に蔵している（管理状態は遺憾の状況である）
3. これらの絵馬については、昭和37年11月丸山知良氏が目録を作成して「群馬文化」（6巻10号）に発表している。この紀年一覧を参考のため添付する。
4. 本堂には弘仁年間下賜の嵯峨天皇宸筆の勅額と伝えるものをかけている。

額には「祈祷院」と縦に刻している。当寺は真言宗豊山派で、朝天山祈祷院日輪寺と号するところである。

調査員の意見

優れた作であるので指定保存に値するものと思われる。

日輪寺の絵馬一覧

番号	図柄	年号	巾・高
1.	馬	寛永17年(1640)	123.3×93.5
2.	馬	寛永19年(1642)	49.2×27.3
3.	亀の背につぼ松竹梅が活けてある	元禄7年(1694)	98.0×80.7
4.	観音㈱	〃	60.6×45.3
5.	馬	〃11年(1698)	44.7×29.7
6.	大黒天	〃12年(1699)	82.2×56.5
7.	富士山と僧侶	宝永申ノ年(1704)	42.5×34.7
8.	文字のみ	天保11年(1840)	40.7×27.2
9.	馬	嘉永(4)年(1851)	44.6×36.9
10.	馬	？	51.5×34.5
11.	ほてい	？	91.3×70.4
12.	馬	？	85.9×61.7
13.	獅子と観音	？	60.2×33.8
14.	馬	？	50.7×36.5
15.	高砂	？	35.4×34.7
16.	小鍛冶		44.7×33.4
17.	舟遊び		59.9×41.1
18.	武将騎馬		44.2×31.8
19.	七福神		44.1×32.8
20.	双馬と冨士		39.4×27.3
21.	馬七頭		36.0×29.2
22.	文字のみ	寛保元年	89.4×58.8
23.	三十六歌仙	？（4～5面欠けている。相当破損あり）	31.6×43.4

（丸山知良氏の調査による。）

前橋市金石文年表（稿）

番号	紀元	種類	所在地	紀年銘	摘要
1	1240	供養石碑	小島田町（長岡氏）	仁治元年	国指定重要文化財
2	1243	阿弥陀如来坐像	端気町（善勝寺）	〃 4年	
3	1279	板碑	三公田町（乗明院）	弘安2年	
4	1308頃	〃	小島田町	〃 7年	
		〃	富田町（中組）	延慶	
5	1313	〃	小坂子町	正和2年	
6	1314	〃	西大室町（大室神社）	〃 3年	
7	1314	〃	〃	〃 3年	
8	1315	〃	〃	〃 4年	
9	1317	〃	〃	〃 6年	
10	1317頃	〃	上細井町（設楽氏）	〃	
11	1321	〃	鶴光寺町（善光寺）	元応3年	
12	1331	〃	嶺町	元徳3年	
13	1334頃	〃	荒口町	建武	
14	1339	〃	西大室町（大室神社）	暦応2年	
15	1345	〃	上泉町（宝禅寺）	康永第4暦	
16	1349	石宮	元総社町（総社神社）	貞和5年	
17	1349	板碑	富田町	〃	

18	1349	宝塔台石	元総社町（総社神社）	貞和 5 年	
19	1352	板碑	西大室町（大室神社）	正平 7 年	
20	1353	〃	鶴光寺町（善光寺）	文和 2 年	
21	1353頃	〃	下大屋町（産泰神社）	〃	
22	1362	〃	〃	康安 2 年	
23	1363	〃	二之宮町（磯部氏）	貞治 2 年	
24	1378	多宝石塔	公田町（不動堂）	永和 4 年	市指定 重要文化財
25	1403	板碑	亀里町（極楽寺）	応永 10 年	
26	1403	〃	元総社町（徳蔵寺）	〃	
27	1406	鰐口	三河町（東福寺）	〃 13 年	
28	1416	墓石	元総社町	〃 23 年	
29	1417	宝篋印塔	亀里町（極楽寺）	〃 24 年	
30	1421	地蔵石像	総社町植野（元景寺）	〃 28 年	
31	1425	鰐口	住吉町（橋林寺）	〃 32 年	
32	1445	笠塔婆	総社町（町見稲荷）	文安 2 年	
33	1447	五輪塔	亀里町（極楽寺）	〃 4 年	
34	1455	板碑	東大室町	康正 元 年	
35	1469	石灯籠	元総社町（縁切薬師）	文明 元 年	
36	1470	宝塔	二之宮町（二之宮赤城神社）	〃 2 年	
37	1474	板碑	〃 （関口氏）	〃 6 年	
38	1486	石灯籠	青梨子町（正法寺）	〃 18 年	
39	1490	〃	飯土井町	延徳 2 年	
40	1491	〃	荒口町	〃 3 年	
41	1493	弥陀石像	小島田町	〃 5 年	
42	1495	石灯籠	総社町植野（光厳寺）	明応 4 年	
43	1496	〃	元総社町（徳蔵寺）	〃 5 年	
44	1498	〃	亀里町	〃 7 年	
45	1586	懸仏	元総社町（総社神社）	天正 14 年	
46	1588	鰐口	川原町（大興寺）	〃 16 年	
47	1589	懸仏	元総社町（総社神社）	〃 17 年	
48	1595	石堂	小相木町（大徳寺）	文禄 4 年	
49	1606	石仏	野中町（大泉寺）	慶長 11 年	
50	?	梵鐘	千代田町（妙安寺）	吉野朝期か	県指定 重要文化財

（附記）　この年表はとりあえず上毛金石文年表その他の資料を集録したもので、更に実地調査等によって整備を要するものである。　（大図）

群馬県内の輪廻石灯籠　（稿）

No.	紀年	所在地	No.	紀年	所在地
(1)	文明 3 年（1471）	高崎市下滝（慈眼寺）	(9)	明応 7 年（1498）	前橋市亀里町
(2)	〃 10 年?(1478?)	群馬郡榛名町（観音堂）	(10)	文亀 3 年（1503）	伊勢崎市下植木 赤城神社（県指定）
(3)	〃 18 年（1486）	前橋市青梨子町（正法寺）	(11)	寛永 （1624頃）	渋川市（真光寺）
(4)	延徳 2 年（1490）	佐波郡境町（大国神社）	(12)	不詳	高崎市下豊岡（薬王寺）
(5)	〃 10月（〃）	前橋市飯土井町	(13)	〃	勢多郡大胡町（長善寺）
(6)	〃 3 年（1491）	群馬郡箕郷町（石上寺）	(14)	〃	高崎市京目（不動堂）
(7)	明応 4 年（1495）	前橋市総社町植野(光厳寺)	(15)	延徳 3 年（1491）	前橋市荒口町
(8)	〃 5 年（1496）	〃 （徳蔵寺）			

群馬県内紀年在銘鰐口一覧（稿）

No.	紀　　年	所　在　地	No.	紀　　年	所　在　地
(1)	延文 2 年（1357）	佐波郡境町（中沢氏）	(8)	天正 5 年（1577）	吾妻郡東村（嵜原神社）
(2)	応永 13 年（1406）	前橋市（東福寺）	(9)	〃 6 年（1578）	〃 吾妻町（鳥頭神社）
(3)	〃 32 年（1425）	〃（橋林寺）	(10)	〃 16 年（1588）	前橋市（大興寺）
(4)	応仁 2 年（1468）	多野郡中里村	(11)	〃 17 年（1589）	多野郡吉井町（長根神社）
(5)	文明 15 年（1483）	〃	(12)	〃 19 年（1591）	甘楽郡甘楽町（宝積寺）
(6)	天文 3 年（1534）	高崎市（高崎神社）	(13)	慶長 16 年（1611）	佐波郡東村（赤城神社）
(7)	永禄 7 年（1564）	新田郡新田町（東雲寺）			

鎌倉期の板碑について

六弥太　登良麿

1　**所在地**　前橋市小島田町

2　**所有者**

3　**現状と徴証**

板状の緑泥片岩で、頂部を三角形にきり、その下に2段の切込みがある。

上部には蓮台の上に梵字（キリーク）をほりこみその下の右に観音（サ）左に勢至（サク）の弥陀三尊をあらわし更に身部の下の左右に花立　甲壬申閏弘安七年　月日の隠刻が鮮明に読みとれる。

長さ85㎝、幅27㎝で鎌倉期のものである。

惜しむらくは上部より45㎝のところで折れているが、最も古い板碑として貴重である。

昭和39年3月土地改良事業による整地の際小島田町清水尻地先で発見され、下田泰衛氏の保管している。

二之宮赤城神社大絵馬四面について

六弥太　登良麿

前橋市二之宮町886番地赤城神社拝殿に所在している絵馬で、伝承では大胡城主牧野氏の崇敬の篤ったことから牧野氏の寄進されたものであろう。四面とも大和絵風で宗達、永徳の流派をうけた画家により描かれたものと想像する。社殿も牧野氏の造築したものである。四面が対をなして揃っていることから貴重な文化財である。

◇神馬の図　（繋馬）竪117.4㎝　横145.2㎝　金箔地、大胡城主牧野氏慶長19年大阪出陣の際、戦勝祈願し、凱戦後奉納したと伝えられているが、無銘である。

◇飾馬の図　竪116.5㎝　横148.5㎝　前橋酒井雅楽頭の奉納と伝えられているが無銘である。

荒口町観音寺跡輪廻塔など

六弥太　登良麿

前橋市荒口町観音寺跡に所在するもので、荒口町の共有である。輪廻塔としてはほとんど完全であるが火車が欠損している。

火袋柱石に延徳3年10月21日の銘がある。伊勢崎市赤城神社境内にある輪廻塔（県指定重文）に比しても遜色なく貴重なものである。

台座43㎝、火車塔柱70㎝、受座29.5㎝、火袋40㎝、総高250㎝である。

此の外飯土井町字堀面756番地関根森雄氏所有地にも「延徳2年10月16日赤石道林禅定門」の銘のある輪廻塔が存在するが、これは火袋その他欠損部分が多い。

二之宮赤城神社式三番叟について

六弥太　登良麿

1　現　　状

二之宮赤城神社氏子により伝承し、神社の祭日（4月15日）に境内の固定舞台において上演している。二之宮町886番地所在。

2　由来徴証

その発生年月日は詳かでないが、二之宮赤城神社は神楽殿と舞台が併立している。舞台は文化9年壬申（1812と推定されるところよりみれば、既にそれ以前に発生したものと思われる。

三番叟は種類も多い中で、式三番は奉祝儀式的なものであった。神社の祭礼に奉納の一環として神楽とともに舞われたものである。往時における神社の式楽の一つとして行われもした。しかしまた江戸末期から明治にかけて地芝居の禁制が出て弾圧もあったが、ほとんどその効果もなかったようである。これについては多くの話も伝わっている。最近十数年は断絶していたところ、偶々式三番伝授書なる図解付きの文書1巻が古老の家より発見されたことに端を発し、これを復活する運動が氏子の中より起り、幸い生存古老の中にこれを伝承していた者がいたのでその保存会ができ再演するに至った。当時の器具類も残っていたので不足分を補充した。

伝授書の巻末に次のごとく記してある。

「二之宮村式三番の儀は往古より伝え来る処既にして種類を失うも本意ならず依て年若の者へ伝授し後世迄相続するを専とし故に略図を付事書して残し置者也

明治26年4月

二之宮村第2百番地

内田喜平

本年62才

孫　内田長吉絵

以上のことから二之宮赤城神社式三番叟は

1　歌舞伎舞台が神楽殿として併立して建てられ、それが宮地芝居として神社の祭礼に直結して行われたこと。

2　式三番叟として地芝居の古典形をなし、現代的な粉飾もされないで伝授されていること。

3　伝授書の原形が現存していること。

4　農村地芝居歌舞伎中式三番叟を伝えるところ稀有であること。

等が考えられ、舞形文化財又は民俗資料として価値あるものと思う。

資料（表紙とも7枚、2ツ折とじ）

大正13年4月

式　三　番

大字二之宮

目出度　始

1　笛　調

トヒヤアイトウ　ヒィヤアヒイ
○○○○○○　○−○　○−○
ホホタホタホ　タタ　ホホ

又笛ニテ千歳面箱ヲ持、舞台ノ正面ニ出ル五ツ間ニテ翁出ル但シ三クサリニテ座ニツク　猶千歳面箱ヲ翁ノ前ヘ居テ座ニツク

（若シ付兼ル時ハ天下拍子）

翁

1とふとふたらり　たらりらア
たらり阿かり　らら里とう

蔭

1ちりやたらり　たら里らア
たらり　阿かりらら里とふ

翁

1　ところ　千代迄　をわしませ

蔭

1　我等も千秋さむらをふ

翁

1　鶴と亀とのよわいにて

蔭

1　さいわい心にまかせたり
是より天下拍子

翁

1　とふとふたらりたらりらア

蔭

1　ちりやたらり　たらりらア
たらり阿かりらりとふ
天下拍子是迄

笛調

打上ケ二ツ是ヨリ天下拍子ニテ
千歳立ツベシ

千歳
1　ふるは滝の水滝の水日は照るとんもふ
右唄へながら表迄出べし
右唄へながら表迄出べし
蔭
1たへ津とふたり阿りうとんとふや
千歳
1　多へ津とふたり　常にとふたり
1　君のちとせも扁ん事も天津乙女の
羽衣よ　ふるは滝の水滝の水日は照ると
是迄天下拍子
蔭
多いずとふたり阿りうとんどふや
此間　扇の舞ひ笛長路の切鼓　ポン
右ノ通リニテ四方かため千歳元の座ニ付クベジ
是より五ツ間　二クサリ
翁
1　阿げまきやとんどふやア
蔭
1　いろはかりやとんどふやア
翁
1　座して居たれども
此謡(ウタイ)ニテ翁立ツヘシ
蔭
1まいろふれんけ　鼓リヤ　とんとふやア
此所ニテ翁三番礼アリ
右の謡ニテ表へ出ヘシ
翁
1千早振る神の彦さのむかしより
此蔵久しかれとそいわひ
此謡立ツテ唄フ
蔭
反(ソ)ふよやア　りいちやアとんとふや

此の内翁身振り阿り
1風千歳の鶴ハ万歳楽とうとふたり
又万歳の池の亀は甲に三国を
いた多へ多り　なきさのいさごさくさく
として阿したの日の色をろふす滝
の水呤水呤と落て庭の月阿さやかに
うかんだり天下大平　国家なん
せんの今日の御祈祷なり　此内身振阿り
翁
1　あし王らや　こぢよの翁ともなり
蔭　我ハなぢよの翁ともそよや
い津くの翁とんとふやア
右足ハイヤア ハイヤア ハアイ ○ | ○
翁　左の袖ヲかつき
ろよふやらん笛ヒイ　左足ハアイ ○ 三クサリ
袖ヲ下ケテ　右足ハアイ ○ | ○ ○ | ○
左足イヤア イヤア　ハアイ ○ 三クサリ
右足ハイヤア ハイヤア ハアイ ○ | ○ ○ | ○
左足ハアイ ○
都合七クサリ
翁　此ノ間ハソアン用意ヲ　三度ナス
是ヨリ五ツ間三クサリニテ前出ル
翁　千秋万歳のよ路古ひの舞ひなれ
1とさ志まをふ万歳楽
天下拍子
蔭
1まんさいらく
翁1まんさいらく
蔭1まんざい楽
此謡ニテ翁舞ヒ終リ
翁　まんさいらアく　元ノ座ニツク
御面ヲ取笛下クサリ
天下拍子終　三人襠有リ二ツ間ニテ
翁立ツ真中ニテ襠して入ルベシ
大皮蔭ニテ打テ直ニ出ル又笛ニテ三番表ニ出ル
もみ出し　七クサリ
三番
ををさいさいををさいさい
よろ古びありやよろ古びありや
此所のよろこびをほかえはやらじと
御舞ふ
操出し　終
三番黒面をつけ笛にて中程ニ出ル
三番
1あアら目出度や　物に向意たる
阿との大天殿ニ一寸けんきん申そふ
千才出る
千歳
1　ちやうど参て候
三番
1　たた御立ぞ
千歳
1　あとなふせ志候ほどにすいふん物に心
意たる御あとの役に罷り立て候

三番
　されば候
千歳
1　あふせの如く此色の黒き志やう可
　今日の三番たふ千秋万歳所むん志よう
　と舞ひ納めふ妻る事何よりもいて屋
　寿ふ候
千歳
　されば候
三番
1先あ殿には元の座席へをもをもと
　御直り候ひ
千歳
1たれかし座席へなをろふずる事
　志よう殿の舞ひよりもってやすふ候
三番
1されば候
千歳
1先志よう殿の舞ひ見もふし
　其後座席へ直ろう津ると候
三番
1イイヤイヤ御直りのふては舞候まい
千歳
1　只々ートさし御舞ひ候へ
三番
1　只々御直り候
千歳
1　アアラゆふがましやさあらば終をまいらせふ
三番
1　こなたこそ　笛ヒイ
　三クサリ右ノ足ヨリ跡へ立ん
　是ヨリ鈴の舞四方かたああり

龍海院酒井家資料目録

山田　武磨

番号	件名	年代	冊数	備考
1	酒井家史料		121	全121巻欠なし。明治12年迄編年
2	〃　目録		4	
3	酒井家編年史料	永禄4年	1	浄書本
4	酒井家史料　正親紀	元亀元年—永禄12年	1	〃　上
5	酒井家史料稿本	永禄4年	1	原稿
6	〃　〃　正親紀	元亀元年—永禄12年	1	〃　上
7	〃　正親紀	大永2年—天正4年	8	〃　上　うち正親前期1—4　4冊含む
8	〃　重忠紀	天正8年—元和3年	5	〃　上
9	〃　忠世紀	慶長10年—寛永13年	15	〃　上
10	〃　忠行紀	寛永13年	1	〃　上
11	〃　忠清紀	寛永14年—天和元年	28	〃　上　延宝と余林含む
12	〃　忠挙紀	天和元年—宝永3年	21	〃　上
13	〃　忠相紀	宝永5年	1	〃　上
14	〃　親愛紀	宝永9年—享保2年	6	〃　上　編年脱あり
15	〃　前橋雑載	寛延2年	1	転封の条附録
16	〃　忠以紀	天明2、3年	1	原稿　以下姫路藩主の分、欠多し
17	〃　忠実紀	文化12年	1	〃　上
18	〃　忠宝紀	弘化元年—嘉永6年	2	〃　上
19	〃　忠績紀	文久3年	1	〃　上
20	〃　〃	慶応元年—同　3年	1	〃　上
21	御家中由緒書	宝永5年	3	1、2、3
22	酒井家御系譜草稿	明治6年	1	
23	御系譜下書	ナシ	1	初代広親57と代重忠迄
24	明治10年差出家譜草稿	明治10年	1	
25	系図	ナシ	1	

番号	件名	年代	冊数	備考
26	酒井家由緒之略記	ナシ		祇徳院書上
27	纂輯酒井家系図	〃	1	
28	御代々様御続書上、下	寛永14年	2	
29	御家譜全	ナシ	1	
30	自天和至延享 追々御書上写全	〃	1	
31	御同姓様系譜全	〃	1	
32	御系譜全	〃	1	
33	御代々御転任書付全	〃	1	宝暦10年迄記載
34	柳営御系譜 元和年録江城年録抜書	〃	1	
35	割記類要下	〃	1	
36	御当家御年譜	〃	4	文政3年迄
37	上々様方御誕生年号覚書 忠利様御系譜（全） 御婚礼并御代々御奥請取渡	〃	1	
38	御代々様御花押御印判写（全）	〃	1	
39	御系譜御尋ニ付御答書	文化8年	3	
40	酒井家系譜	昭和7年	2	活字本
41	酒井家系譜	ナシ	1	
42	姫路誌一斑	〃	1	活字本
43	旧姫路藩領旧町村名一覧表	〃	1	袋。（印刷8部）
44	是字寺竜海院と酒井家	大正2年		活字本 煥乎堂発行 前橋より姫路転封についての事変
45	改正士族名簿	明治34年	1	慶弔掛
46	士族名簿	昭和7年	1	〃 上
47	酒井家範	明治32年	1	

1	資治通鑑		148	1巻—148巻、欠なし
2	為学玉箒後篇上		1	
3	学資貸与規則1件庶務	明治32年1月	1	
4	学資貸与学生名簿	〃 35年	1	
5	奨学部収支差引簿	大正13年	1	
6	酒井伯農相御就任祝賀会出席者名簿	昭和14年	1	
7	土地権利書		2	袋
8	土地分筆及登記ニ関スル書記		1	袋
9	御連枝様明細記		1	
10	御母堂御裏方之記			
11	貸地料収入簿	大正4年—同15年	1	
12	〃	昭和2年—同7年	1	
13	〃	昭和16年	1	
14	〃	〃 17年	1	
15	〃	〃 18年	1	
16	貸地料納附簿 貸家	〃 19年1月	1	
17	親睦会招待者名簿	〃 7年	1	
18	第18代忠実公迄記録		1	
19	賀状名簿	昭和17年	1	

番号	件名	年代	冊数	備考
20	姫路教育奨励会関係書類	明治34年	1	
21	諸家服忌問答集	万永3年	1	
22	開放地実測図		1	枚
23	寺院関係		1	袋
24	年賀状発送簿	昭和13年	1	
25	御代々様御華押御印判写		1	
26	割賦金収入納附簿	昭和14年1月以降	1	
27	原町13番地下水変更工事図及書類		1	
28	酒井家史人名索引	明治34年2月	1	
29	昭和16年17年暑中見舞状綴	昭和16年17年	2	
30	貸地ニ関スル諸税調	昭和15年	1	
31	不動産売買一覧表	昭和15年—同18年	1	三井信託不動産部刊本
32	□務署届出書類控	昭和8年	1	
33	明治26年収支現計表	ナシ	1	1月より12月
34	新撰年表	〃	1	
35	計算簿		4	原町13.3、丸山町4.5、原町12、原町13-1
36	履歴書関係		4	使用人のもの明治元年
37	御親族名簿	明治36年	1	酒井家
38	華族会	明治40年	1	活字本
39	貸家料収入簿	昭和16年	1	
40	土地売却計算書綴	昭和12年	1	
41	来翰、発翰、受付番号簿	昭和12年	1	
42	御後見決議書	明治24年	1	
43	御婚儀ニ係御買上品支払簿	明治34年	1	
44	参考資料綴	昭和4年	1	酒井家奨学部
45	慶祝芳名簿	昭和19年	1	貴族院副議長就任
46	酒井家屋敷地所	明治34年	1	
47	年賀状発送簿	昭和14年	1	
48	前橋竜海院伐樹報告	昭和14年	1	袋入
49	御祖先御祭典記事		1	一綴
50	姫路よ部ニ関スル経理書類白鷺会		1	一綴
51	御養子日誌 御慶事	明治43年9月	1	
52	世襲財産ニ係ル書類綴	昭和14年	1	
53	宮内省関係達 決議書綴	明治32年12月以降	1	
54	諸官庁関係書類地所部	昭和16年以降	1	
55	木村甚三郎氏事件其他円山法律事務所書類綴	昭和14年4月	1	
56	御調度買入品扣	大正10年	1	
57	解雇トナリシ者ノ履歴書		1	
58	財産目録		1	
59	世襲財産補充願		1	
60	家臣履歴書		1	
61	百年会趣意書同附言並申合規則		1	活字本
62	旧幕府聖堂仲春丁祭之図甲		1	活字本
63	故正四位公廟前献備品処理顛末報告		1	活字本

番号	件名	年代	冊数	備考	
64	貸地貸家関スル雑書綴		1		
65	御葬儀御悔人名簿	大正8年9月	1		
66	御衷中御通夜人名簿	〃	1		
67	御葬儀告別式御来邸人名簿	〃	1		
68	御葬儀御供物御寄贈人名簿	〃	1		
69	貸家払成証書		1	袋	
70	市通路線認定願		1		
71	日誌庶務	明治一昭和	55	明33.34.35.36.37.38.32.41.45.19.42.44.43.40.17 大2.3.5.10. 昭11.14.20.10.12.5.2.3.6.7.9.8.	明治22年—昭和18年 18冊
72	〃 奥	明治一大正	17	明40.39.42.44 大9.昭4	大正3年昭和2年 11冊
73	〃 家従	明治	7	明32.38.41.40.21.31.39	
74	決議綴	明治一昭和	71	明35.33.33.30.25.32.36. 大元.3.4.10 昭3.4.5.5.7 16.12.6.25.31.27.28.26.24	明治24年—昭和9年 46冊

1	前橋城絵図	寛文6.9.16	1	土居修理工事申請の副図、写し
2	前橋城絵図	延宝4.9.19	1	小型
3	前橋侍屋敷之図		1	大型
4	前橋外曲輪御絵図	天和4.12.7	1	3尺×4尺町屋地割及び郊外里程
5	利根川変流図	年代不明	1	高崎、前橋領境河原図
6	前橋市街図	大正13、昭4改	1	煥乎堂発行、裏に市街写真多し
7	前橋領図同写	年代不明	11	3尺×1間 村別彩色、元禄以前か一部補修
8	上野国絵図	元禄	1	元禄絵図か、渋川より北半部なし。郡別色別は村高標示、二間四方大
9	前橋城図		1	元禄以前か。好古堂なし、彩色、一間四方松平内記の屋敷あり。
10	前橋城図	貞享4.8.13	1	三尺四方、用水堀工事絵図
11	江戸城絵図		1	江戸初期か、大名屋敷標示あり。
12	前橋城絵図		3	宝永以後、城修復の副図
13	前橋城絵図		3	1間×1間、元禄以前か、家臣名前なし、外に3尺×3尺、下絵図曲輪区分のみ。

1	地図、原町12番地実測図	大正15年	1	葉
2	〃 丸山町11番地実測図	〃	1	葉
3	〃 原町13番地実測図	〃	1	葉
4	開放地、地中電線路設置図・瓦斯管設置図		1	袋
5	本邸内給水、下水、外灯配線図	昭和7年	1	袋
6	電灯通信設置竣功図	大正3年	1	袋
7	開放地高低圧線瓦斯敷埋設図	昭和7年	1	袋
8	大下水路工事図面		3枚	1袋

番号	件名	年代	数	備考
9	丸山町土地売却計画図		3枚	1袋
10	品川、中野、世田谷三内地図		4枚	1袋
11	谷中御納骨所唐櫃設計図		5枚	1袋
12	酒井邸門衛所外移転改築設計図		1	1袋
13	酒井邸車庫新築設計図		1	1袋
14	酒井邸塀新築設計図		1	1袋
15	坂倉幸利氏 貸地 売却地 図	昭和14年	1	1袋
16	小石川区 原町 丸山町 地籍図及台帳	ナシ	1	1袋
17	酒井様伊藤氏境界訂正分外	〃	3	1袋
18	宅地并建物坪数取調	大正9年	1	
19	貸家貸地絵図	ナシ	1	1袋

源英寺酒井重忠画像

松田　徳松

1　物件名　源英寺所在　酒井重忠画像　1点

2　区　分　重要文化財

3　所在地　前橋市大手町三丁目17番22号

4　所蔵者　曹洞宗源英寺　代表者　遠藤良範

5　現　状

名　称　酒井重忠画像

品　質　掛軸仕立、紙本、極彩色日本画

大きさ　軸長　141cm　同幅　44.5cm
画長　63.5cm　同幅　32cm

管　理　二重箱（桐）入りとして所蔵。年月を経ているため画面少しく剝落あり、軸の表具にも破損少しく見ゆるも、現在は管理に充分注意し、これ以上の損傷なきよう配慮されている。（去る昭和20年8月の前橋空襲の際には、これを防空壕に入れてその罹災をなからしめた由である。上箱に酒井家の紋章あり、箱に僅かな破損がある。）

年　代　元和2年（1616）の作と伝えられる。

6　由　来

源英寺は元和年間（2年か）酒井重忠の開基で竜海院の末寺であるが、同寺には、次の「酒井重忠画像口伝書」と「酒井重忠画像由来書」がある。これによって見ると、元和2年3月河内守重忠の自筆とあり、また寛政9年（1797）のころ画像の左眼が既に明らかでなかったようである。（現在もそのままである）徴証としての口伝書、由来書は別紙のとおりである。

7　調査員の意見

酒井重忠画像は、この源英寺のもののほか姫路市姫路城に1点あり、これを比較するに、画像の烏帽子、顔、衣裳の紋の配置、手足等に至るまで源英寺のものに酷似しているが、色彩等より見るに源英寺のものが古く、その筆勢に些か稚拙の点があり、その点が却てこの画に一種の重みを加えている。これらの点から市指定文化財に値するものと考えられる。

所蔵者においても指定に異存はない。

8　添付書類

酒井重忠画像口伝書（写）
同　　由来書（写）

以上

口　傳　書　（写）

當寺由来開山春隆和尚者
住職中元和二丙辰春三月河内
御自筆而＝被為成御寿像仰
和尚者三州以来別而親深因此寿像

居所ニ掛置在世之内ハ被致祈祷死後 □ 謗菩提可シト被
呉御頼者之被成御 □ 依之隠居地直ニ従雅楽頭様御菩
提所被仰付御建立有之候

右者拙僧江口傳也因印置者也二世宗藝
記之

酒井重忠画像由来書 (写)

十一世祖考修賽源君影像一幅在上野國群馬郡柳原源英寺蓋距今一百八十一年云今玆源英寺住持僧元定来賀新年是故事也元定奉匣語侍臣以其由曰歴年之久裝虢損裂敢請修補予謂國老曰吾聞之久矣欲親拝　尊像而　國制不得私至他邦則未果宿志矣今也元定奉而来者何幸加旃不識　神威至誠令得一見與速使工更裝潢既成乃宿斉戒高掲壁上威容端正厳然如在則拝跪粛敬戚ニ感泣然古紙棲塵香煙熏黄彩飾黯然且左目晴不瞭焉夫目関於神明如之何其可卿輩議焉挙曰雖有良工恐不能從命敢請公為計予自顧未学畫法何忍為之而幡然謂此　祖君親寫其真所賜源英寺春隆則予在子孫宜自任之不可以拙為辭也於是盥漱薫沐稍點童子乃覚更有神彩其他不復修専存於本色焉其體製則冠鳥帽髪際微見著直垂佩短刀而端坐面少右向其服章有酸漿草三葉輪以圍之正同古旗所畫與今小異但疑匣畫酸漿草三葉中心及葉間皆有劔而無輪圍之如今所用也使侍臣詰之元定曰寺記云匣畫初如服章矣歳久剝落因請重修而後加此豈在貞享以後乎予喟然歎曰孔子不欲去告朔之餼羊者蓋在以存古禮而為後世之徴聖人之慮遠矣於是令畫工謹寫一通一仍舊貫以為副属之源英寺欲将来必徴於斯而無誤耳遂為記其由云

寛政九年歳次丁巳春正月晦

十二世孫従四位下行雅楽頭源朝臣忠道再拝

敬撰并書

朱印（陽刻）

清和皇裔 新田正統 徳川舊臣

朱印（陰刻）

従四位下行 雅楽頭源 朝臣忠道

酒井重忠画像

孝顯寺松平藩主画像

松田　徳松

1　物件名　孝顯寺所在　松平藩主画像　8点

内　訳

(1)　松平直基画像（佛性院殿）
(2)　同　直矩画像（天祐院殿）
(3)　同　基知画像（仰高院殿）
(4)　同　明矩画像（正眼院殿）
(5)　同　朝矩画像（靈鷲院殿）
(6)　同　直恒画像（俊徳院殿）
(7)　同　直温画像（馨徳院殿）
(8)　同　斉典画像（興國院殿）

2　区　分　重要文化財
3　所在地　前橋市朝日町四丁目29番24号
4　所蔵者　曹洞宗孝顯寺　代表者　鈴村開示
5　現　状　次表のとおり

名称	法名	品質	大きさ 軸長	同巾	画長	同巾	管理	その他
松平直基画像	佛性院殿	掛軸仕立絹本極彩色日本画	202 cm	66 cm	87 cm	52 cm	全部箱入れにて酒井家の御靈屋に納入所蔵しあり。管理概ね良好。	画讃あり。下記のとおり。位階称号年令等記しあり。下記のとおり。
同同直矩	天祐院殿		192	55.5	99	43		
同同基知	仰高院殿		194	55	99.5	43		
同同明矩	正眼院殿		194	55	99.5	43		
同同朝矩	靈鷲院殿		194	55	99.5	43		
同同直恒	俊徳院殿		184	53	93.5	41.5		
同同直温	馨徳院殿		193	55	96	41.5		
同同斉典	興國院殿		192	55	96.5	41		

○画讃のあるもの

(1) 佛性院殿（直基）画像讃

前法山愚堂叟書
慶安歳之壬辰仲秋十五日

長教孫子生枝葉崖有翠藤岩有松
透過鉄関千萬重威風餘烈勢如龍
無中無了了中無無亦不無了不了
了了了時無所了無無無處了諸無
肖像来請賛仍應其命云爾
乎未半百而早逝矣今也大龍主盟携
會一時瓦解水消由是親取弟子禮惜
與山僧相見者一回両回従来如見解
上尊宿晨参暮諸者凡二十年矣先是
武之暇以生死大事為急務故歸依洞
是也實武門棟梁法社檀越者也專文
鐵関了無居士者大和州守源直基公

(2) 天祐院殿直矩画像讃

身はけふりさゝろハ
空にきえは帝ゝ只
名は可りや論に能
品羅舞
（読・身はけぶりこころは空にきえはてて只名ばかりや論にのぼらむ）
延宝六戊午三月朔日
従四位下兼大和守源朝臣
松平氏姫路侍従直矩
三十七歳
法名天祐院鉄船道駕大居士

○位階称号年齢等あるもの

(1) 仰高院殿（基知）画像

従四位下侍従兼大和守源基知朝臣
五十一歳尊影

(2) 正眼院殿（明矩）画像

従四位下侍従兼大和守源明矩朝臣
三十六歳尊影

（註） 明矩・寛延元年（1748）36才で死。

(3) 靈鷲院殿（朝矩）画像

従四位下侍従兼大和守源朝矩朝臣
三十一歳尊影

（註） 朝矩明和5年（1768）死。

(4) 俊徳院殿（直恒）画像

川越故城主従四位下兼大和守直恒朝臣源公肖像
臣 朝岡黄堂薫沐謹記
臣 岡村言義薫沐謹図

（註） 直恒、文化7年（1810）死。

(5) 馨徳院殿（直温）画像

故川越城主従四位下行侍従兼大和守直温朝臣源公肖像
臣 杉村輪薫沐謹記
臣 鹿沼芩薫沐謹図

（註） 直温、文化13年（1816）死。

(6) 興國院殿（斉典）画像

故川越城主従四位上行左少将兼大和守斉典朝臣源公肖像
臣 杉村輪薫沐謹記
臣 鹿沼芩薫沐謹図

（註） 斉典、嘉永2年（1849）死。

以上の画讃等によって見るに直基画像は慶安5年

（1652）直矩画像は延宝6年（1678）の作、他もすべて江戸期のものである。

6　由　　来

これらの画像は、孝顕寺が松平直基によって建立された関係から、すべて松平家から同寺に寄せられたもので、その節の記録は、古い時代のものは不明であるが、安政6年（1859）11月3日の松平藩記録によると、同日直温、斉典両画像ほか2点（大應院―知豊、隆章院―斉省、何れも川越世子）を同寺に納められたのが最後である。

（参考）

孝顕寺は寛永元年（1624）結城秀康の四男松平直基が越前勝山在城の時萬嶺晋令尖堯大和尚を開山として、直基によって建立され、松平氏が寛永2年奥州白石城へ移封となって以来諸所に転移し、慶応3年（1867）松平氏が川越より前橋に移った際、これに従って前橋に移り、一時片貝町正幸寺を借院し、明治5年現在地に堂宇を建立したものであるが、明治30年火災に遭い、現在の建物はその後のものである。同寺には多くの古記録類があったが、この火災で大半焼失し、松平氏の画像は松平家の御霊屋に収蔵されてあったため無事なるを得たとのことである。

徴証としては、安政6年11月3日の松平藩記録中に次のとおり記されてある。

1　今日孝顕寺江左之
御方々様御画像御預被成候ニ付年寄大場内膳
衆判處より奉守護同寺江罷越御預被成候旨方
丈江申述相渡之
御画像之義者長持江奉入衆判處より小右筆壱
人為致守護同寺江差遣夫より御霊座江奉入御
香御菓子等相備御拝申上引取候也
　但　御開眼被申上候節ハ何日ニ御開眼申
上候願一両日前ニ年寄迄被申越候様
可申述之且御画像御箱上ハ書弁塗其
外諸地ニ包候義等方丈江為御任被成
候間宜被取計候様申述之
馨徳院様
興國院様
大應院様
隆章院様
但　御官服之御画像也
（註）　馨徳院―直温、興國院―斉典
大應院―知豊、隆章院―斉省

7　調査員の意見

この松平氏の画像は管理比較的よろしきため、その色彩極めて鮮かで画面の損傷も認められず、第1代直基から第8代斉典まで完全であり、しかも松平氏関係の他都市には無く、本市孝顕寺にのみあるものなので、旧前橋藩主松平氏歴代の画像として珍重すべきものであるので、市指定文化財に値するものと考えられる。

なお所蔵者においても指定に異存はない。

8　添付書類、写真

写真17枚
内面像（全容）8枚
同　（部分）8枚
記録写　　1枚

以　上

松平直基画像

あ と が き

文化財保護のしごとを進めていくためには、文化財のすべてを保護対象とすることは現実的には不可能なことである。そこで、「指定」によって保護すべき対象を重点的に定めているわけである。現在市内の指定文化財数は国指定、県指定、市指定合わせて52件である。これらの文化財は本市の「歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上の発展の基礎をなすもの」である以上文化財の点ともいうべき数を押えているにすぎない。しかしながら指定に先だち、文化財的価値を専門的に調査考証し記録にとどめていくことが急務となっている。文化財は私たち市民が保護し活用することによって生かされる。それは、

1. 学術的に正しく調査すること。
2. 教育・学術の上に利用すること。
3. 永遠にこれを保存し、伝達すること。

これによって、古代から培かわれた遠い祖先の歴史が存在したことの再認識をし、私たち市民に貢献してきた文化遺産の学術的価値を保護していくことは現代人の義務であろうと思うのである。

そのようなことから市内の有形無形の遺跡遺産が散在しているなかで、いわゆる文化財と称される価値ある物件を、新指定の資料とするため昭和39年市文化財保護条例の制定以来、文化財調査委員の先生方に調査を依頼してきた次第である。

本報告書は各委員の方々が専門的分野にたち、学問的考察を加え報告をいただいた集録である。紙面のつごう上執筆いただいた全資料を集録でき得なかったことをおわびいたしたい。第1集「広瀬古墳群の調査報告書」についで第2集を公けにするはこびとなったが、すでに調査ずみの次の物件

・福徳寺の梵鐘（萩原進委員調査）
・光厳寺の霊廟（故矢島伴委員調査）
・下村善太郎墓（故丸山清康委員調査）
・高須隼人の墓（萩原進委員調査）
・光厳寺の門（故矢島伴委員調査）
・前橋八幡宮文書（山田武麿委員調査）

は未指定となっている。

第3集には次の物件を予定している。

オブ塚古墳、正円寺古墳、産体神社鏡、総社神社の文書、懸仏雲板、元景寺の地蔵石幢、庭園、埋蔵文化財調査等。

最後に執筆いただいた各委員のご努力に深甚なる敬意を表し、同時に前橋市の文化遺産の価値あることの認識とこれが保存に市民各位のご協力をお願いいたしたい。

昭和46年3月　　日

編集責任者・社会教育主事　阿久津宗二

前橋市文化財調査報告書

印刷　昭和46年3月20日
発行　昭和46年3月25日

発行者　前橋市教育委員会社会教育課
前橋市千代田町8—8
TEL (0272) 32—6538

印刷所　前橋市大手町三丁目6—11
有限会社　原田印刷所
電話(31)2665番